

証券コード 9425  
2022年7月11日

## 株主各位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
O A P タワー 9階

**日本テレホン株式会社**

代表取締役社長 岡田俊哉

### 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、株主総会当日のご出席についてお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月26日

（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2022年7月27日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 大阪市北区天満橋一丁目8番30号<br>O A P タワー24階 A・B会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第34期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）<br>事業報告および計算書類の内容報告の件             |

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 決議事項  |                    |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件           |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件          |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件          |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金支給の件 |

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.n-tel.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(自 2021年5月1日)  
(至 2022年4月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度（2021年5月1日から2022年4月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する3回目のワクチン接種がすすみ、一定の制限があるものの、通常の経済活動が再開される等、回復基調にある一方で、ウクライナ情勢や資源の高騰、円安等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、5G 対応の高付加価値端末が普及する一方で、移動体通信事業者による低価格帯のサブブランドやオンライン専用の料金プランの比率が高まる等、価格競争にあいまって、ショップ自体の存在価値も変化しております。また、リユースモバイル市場においても、移動体通信事業者が独自のリユース品の販売を開始する等、取扱企業の広がりとともに、ユーザーの選択肢も多様化され、ニーズに応じて端末と通信の組み合わせを自由に選択できるリユースモバイル端末の市場が活性化される等、携帯電話を取り巻く環境は変化し続けております。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しております。

中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的な半導体不足が継続しており、主力商品である高品質なリユースモバイル端末の調達が不安定な状況ではありましたが、調達環境の改善に向けて、新たな調達先の開拓に注力しつつ、幅広いランクの商材を取り扱うことで、新たなビジネスチャンスを創出する等の対応を実施いたしましたが、販売台数、売上高とともに収益面でも前事業年度を下回りました。

一方のキャリアショップを中心とした移動体通信関連事業にお

きましては、リユース関連事業同様に半導体不足の影響はあったものの、引き続き、新型コロナウイルスの感染対策を実施したうえで、店舗近隣での外販イベントの継続実施や、スマホ教室の実施において、地域密着の営業展開を続けたことにより、販売台数は前事業年度比で微増いたしました。

しかしながら、キャリアからの手数料収入減少の影響を受け、売上高、収益面では前事業年度を下回る結果となりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,457百万円（前事業年度比4.2%の減少）となりました。

営業損益につきましては、営業損失107百万円（前事業年度は83百万円の営業利益）となりました。

また、経常損益につきましては、為替差益等の合計5百万円の営業外収益、および株式交付費9百万円、支払利息5百万円等の合計19百万円の営業外費用を計上した結果、経常損失121百万円（前事業年度は73百万円の経常利益）となりました。

当期純損益につきましては、主要株主株式短期売買利益返還益18百万円等の合計20百万円の特別利益、および支払手数料85百万円、その他特別損失13百万円等の合計100百万円の特別損失を計上した結果、当期純損失228百万円（前事業年度は65百万円の当期純利益）となりました。

(注) 「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」をポリシーとした当社の行動ポリシーであります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります  
が、経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

#### (リユース関連事業)

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、世界的な半導体不足の影響や、移動体通信事業者やメーカーによる価格戦略等により、需給バランスが崩れ、適正な価格での商品調達に苦戦した結果、調達量が減少する結果となりました。

そのような市場環境においても、当社の強みであるサプライチェーンマネジメントの強化を筆頭に、ビジネスユーザー向けの買取においては、パートナー企業との連携範囲を広げることで、円滑な営業フォローを実施し、成約数向上に努めてまいりました。また、オンライン販売の強化として、第3四半期におけるAmazonへの新規出店に続き、第4四半期に楽天市場への出店をすることで、消費者が当社リユースモバイル端末を購入できる接点を増やしております。

この結果、売上高4,138百万円（前事業年度4,367百万円）、販売台数は95,212台（前事業年度106,189台）となりました。

#### (移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、コロナ禍においても地域のデジタル化を推進する拠点として活動すべく、地域密着の外販イベントによって顧客との接点を増やすため、外販イベントスペースの新規確保や土日祝日はもとより平日にもイベントを実施することによる実施回数の増加に取り組み、お客様の新規獲得を実践してまいりました。また、従来から実施している店舗でのスマホ教室に加えて、地域の公共施設と協力して出張スマホ教室を展開し、新規獲得に注力いたしました。

これらの結果、売上高1,297百万円（前事業年度1,316百万円）、販売台数は12,618台（前事業年度12,509台）となりました。

### (他の事業)

当事業年度における他の事業における売上高は、売上高22百万円（前事業年度10百万円）となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区分	第33期 (2021年4月期) 前事業年度		第34期 (2022年4月期) 当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
(1) リユース関連事業					
小計	4,367,267	76.7	4,138,203	75.8	94.8
(2) 移動体通信関連事業					
①通信機器販売	784,709	13.8	771,051	14.1	98.3
②受取手数料収入	531,424	9.3	525,989	9.7	99.0
小計	1,316,133	23.1	1,297,040	23.8	98.5
(3) 他の事業					
小計	10,977	0.2	22,196	0.4	202.2
売上高合計	5,694,377	100.0	5,457,439	100.0	95.8

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、0百万円であります。その主なものは、業務用パソコンの入れ替えによるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、2022年1月26日の当社取締役会決議により、第三者割当増資による新株式を発行し、2022年2月14日に829百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

コロナ禍における営業活動の制限や、経済活動の停滞により、当社の事業活動も一定の影響を受けつつも、従業員とお客様の安全確保を最優先としつつ、事業活動継続に取り組み、企業体制の維持に努めてまいりました。

そのような事業環境の中、当社の主な事業分野である携帯電話業界全体では、近年様々な変革が行われてきており、5Gサービスやオンライン専用の料金プランといった、各種サービスの変革はもとより、SIMロックの禁止や、解除金の撤廃等、モバイル市場の公正な競争環境の整備が進みつつあることにより、大きな変革期を迎えていると考えております。

関連して、消費者やリユース事業者がネックと感じていた要素が徐々に解消・改善されることで、リユース端末を含めて携帯電話市場全体の活性化が期待できる一方、ユーザーの選択肢がますます多様化され、顧客の価値観も変化してきており、顧客ニーズの変化にいち早く対応することが必要になっていくものと考えております。

当社におきましては、このような事業環境を踏まえ、以下の事項を課題と認識し対処をしてまいりたいと思います。

### ① リユース関連事業

リユース関連事業におきましては、リユースモバイルに対する認知度および市場規模は拡大しており、当社においても取扱い数量や市場シェアの向上を目指して調達網および販売網の拡大に尽力しております。そのような環境下において、継続して、安定的な調達量を確保することが重要な課題であると認識しております。また、商品の販売による収益以外の付帯サービス等の継続的な収入基盤を構築することや、入荷から検品・再生工程、販売におけるシステム化による在庫管理を強化し、属人化することなく仕組み化するこ

とによる管理体制の強化と利益率の引き上げが課題であると認識しております。

当社といたしましては、引き続き国内外問わず、新規調達先の開拓を継続することはもとより、パートナー企業を通じた調達においては連携の強化やシステム化を実施し、パートナー企業の営業活動を後方支援する体制の構築に努めてまいります。また、サプライチェーンマネジメントにおいては納入先企業の販売状況を確認し、当社への発注予定を事前把握することで、調達環境の改善に努めてまいります。一方で、スマートフォンのレンタルサービスの拡充や保証等の付帯サービスの追加に取り組み、継続的な収益基盤の強化を図ってまいります。さらに、システム化においては、第三者割当増資によって当社の親会社となった株式会社ショーケースとリユース関連事業全体のDX化に取り組む中で、ロスの少ない在庫管理体制の構築等を推進することで、利益率の向上に注力してまいります。

## ② 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、5Gサービスの普及、オンライン専用の安価な料金プランの浸透、サブブランドを含む事業者間の競争激化と、多様化するサービスに対する知識習得等、スタッフの教育・定着が同事業分野における重要な課題であると認識しております。また、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営を目指すために、フル型の店舗運営だけではなく、プッシュ型営業による新たな顧客開拓が課題であると認識しております。

当社といたしましては、これまでに培った接客販売スキルを活用し、新人スタッフへの教育体制の構築を実施しつつ、社内外を問わず研修を実施する等、人財への投資に取り組み、お客様に支持される店舗運営を目指してまいります。また、積極展開している地域のイベント活動の開催頻度アップや、新たな開催場所の開拓等、スマホ教室とあわせて、新たなお客様とのタッチポイントを増やすことで、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営に繋げてまいります。

当社といたしましては、かかる課題に全社を挙げて対処するとともに、事業の遂行を通じて累積損失の早期解消に取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

項目	第31期 (2019年4月期)	第32期 (2020年4月期)	第33期 (2021年4月期)	第34期 (2022年4月期) 当事業年度
売上高	5,340,732	4,339,734	5,694,377	5,457,439
経常利益 または経常損失(△)	△49,092	52,048	73,787	△121,632
当期純利益 または当期純損失(△)	△40,612	57,584	65,158	△228,490
1株当たり当期純利益 または 1株当たり当期純損失(△)	△11円91銭	16円89銭	19円11銭	△57円10銭
総資産	1,104,765	975,969	1,232,515	1,888,142
純資産	577,338	634,923	700,081	1,310,771
1株当たり純資産額	169円36銭	186円25銭	205円36銭	228円30銭

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 主要な事業内容

### ① リユース関連事業

携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった国内外の法人企業から同端末機器を買取り、再利用できるものは、当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて、商品査定、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、リユースモバイル端末として、これを必要とする国内外の法人企業等に販売する事業であります。

同事業においては、個人向けの販売をメインとしたインターネット通販サイト「エコたんプレミアムオンライン（<https://www.ecotan-premium.com/>）」や、「Amazon」・「楽天市場」といったオンラインショッピングモールへの出店、およびフランチャイズ加盟店展開を実施しております。

フランチャイズ加盟店に対しては、当社がブランディングしているリユースモバイル端末「エコたん（注）」の商標利用や、リユースモバイル端末の買取り価格に関する情報や査定方法等についてのノウハウを提

供するにあたり、加入時において加盟店手数料を徴収するほか、継続的にフランチャイズ加盟店向けの専門サイト「エコたんJP (<https://www.ecotan.jp>)」を運営しており、インターネット通販にてフランチャイズ加盟店を後方支援する仕組みを有しております。

② 移動体通信関連事業

移動体通信サービスの利用申込の取次、移動体通信端末機器および、付帯するその他の商品の販売を行っております。

③ その他の事業

法人向けスマートフォンレンタルの事業等を行っております。

(注) 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

## (7) 主要な事業所

### ① 事務所

大阪本社 大阪市北区

東京本社 東京都新宿区

モバイルリファビッシュセンター 大阪市北区

### ② 店舗

(関西圏 3店舗) (首都圏 1店舗)

トコモショップ <sup>®</sup> 香里園店	大阪府寝屋川市	auショップ <sup>®</sup> 阿佐ヶ谷	東京都杉並区
トコモショップ <sup>®</sup> 四条河原町店	京都市中京区		
auショップ <sup>®</sup> 住之江公園	大阪市住之江区		

## (8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減		
69名(18名)	6名増(2名減)	36.7歳	5.27年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員及び派遣社員は( )内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。
2. 前事業年度末に比べて従業員数が6名増加したのは、リユース事業に関わる人員強化をしたためであります。また、嘱託社員・パート・アルバイト従業員及び派遣社員が2名減少しております。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	173,336千円
株式会社三菱UFJ銀行	13,332千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,741,500株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,600名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 シ ョ 一 ケ ー ス	2,310,000株	40.23%
株 式 会 社 S B I 証 券	747,626	13.02
サ イ ブ リ ッ ジ 合 同 会 社	533,400	9.29
兼 松 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ 株 式 会 社	460,000	8.01
原 田 武 大	60,100	1.05
伊 藤 貴 登	59,700	1.04
J P モ ル ガ ン 証 券 会 社	45,700	0.80
里 井 晋 一	25,100	0.44
松 井 証 券 株 式 会 社	23,600	0.41
森 山 加 寿 恵	19,100	0.33

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 持株比率は自己株式（20株）を控除して計算しております。

### (6) 謹渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行済株式の総数 22,500株

(注) 当社は、取締役（社外取締役を除く）4名に対して謹渡制限付株式の付与のため、2021年9月21日付で普通株式22,500株を発行いたしました。

### (7) 第三者割当増資

2022年2月14日を払込期日とする株式会社ショーケースを割当先とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は2,310,000株増加しております。

(8) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	22,500株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 俊 哉	執行役員
常務取締役	有 馬 知 英	執行役員 リュース営業部門管掌
取締役	森 永 博 幸	執行役員 人事戦略部門管掌
取締役	寺 口 洋 一	執行役員 企画財務部門管掌
取締役	帖 佐 勇 志	
取締役	川 口 義 信	公認会計士・税理士 有限会社エル企画 取締役
常勤監査役	茶 谷 喜 晴	
監査役	加 藤 清 和	弁護士 梅田総合法律事務所パートナー
監査役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役 帖佐勇志及び川口義信は、社外取締役であります。  
2. 取締役 帖佐勇志は、営業・営業推進・経営管理等、様々な分野における豊富な経験と事業成長に関わる見識及びガバナンスに関する見識を有しております。  
3. 取締役 川口義信は、公認会計士及び税理士であり、財務会計・事業承継・M&A・企業再生・経営計画等の様々な分野に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役 加藤清和及び安倉史典は、社外監査役であります。  
5. 監査役 加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 監査役 安倉史典は、経営者として豊富な経験及び幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。  
7. 取締役 帖佐勇志及び川口義信並びに監査役 加藤清和及び安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
8. 2021年7月30日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって、小西敏夫は取締役を任期満了により退任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決

議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬で構成する。

#### 4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に按分して月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給する。

#### 5. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議により、決定権限を代表取締役社長 岡田俊哉に委任する。

当該権限を委任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制をとっており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同氏が最も適切であると考えたことによるものである。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	76,416 (3,498)	63,624 (3,498)	10,593 (一)	2,199 (一)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	14,154 (3,882)	12,882 (3,882)	1,272 (一)	— (一)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	90,570 (7,380)	76,506 (7,380)	11,865 (一)	2,199 (一)	10名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会終結の時をもつて退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役6名（うち社外取締役2名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 帖 佐 勇 志

- ・重要な兼職はありません。

取締役 川 口 義 信

- ・有限会社エル企画取締役であり、同社と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

#### ② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 加 藤 清 和

- ・梅田総合法律事務所パートナーであり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役 安 倉 史 典

- ・重要な兼職はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

#### 取締役会及び監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 帖佐勇志	2021年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。営業・営業推進・経営管理及びガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外取締役 川口義信	2021年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外監査役 加藤清和	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 安倉史典	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べおり、監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(※)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担して

おりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、取締役、経理財務部より必要な資料入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画及び四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- イ. コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- ロ. コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- ハ. 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ホ. 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- ニ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- イ. 日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- ロ. 経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ハ. 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営

計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- イ. 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
  - ロ. 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
  - ハ. 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。
- イ. 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
  - ロ. 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
  - ハ. 監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合

は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。

- ロ. 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

- ハ. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

- ⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

## ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- ホ. 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

## ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- ロ. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- ハ. 反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- ニ. 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を18回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事戦略部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年5月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

# 貸借対照表

(2022年4月30日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,778,195	流動負債	366,851
現金及び預金	1,104,956	買掛金	99,151
売掛金	288,065	1年内返済予定の長期借入金	53,328
商品	358,716	リース債務	408
貯蔵品	827	資産除去債務	8,426
前払費用	24,717	未払金	134,131
未収入金	841	未払費用	26,090
その他の	69	預り金	14,964
固定資産	109,946	未払法人税等	8,067
有形固定資産	30,026	未払消費税等	225
建物	21,912	賞与引当金	18,900
器具備品	4,551	短期解約返戻引当金	1,696
リース資産	157	その他の	1,461
レンタル資産	3,405	固定負債	210,519
無形固定資産	9,278	長期借入金	133,340
ソフトウェア	3,579	役員退職慰労引当金	32,382
電話加入権	5,698	退職給付引当金	32,129
投資その他の資産	70,641	資産除去債務	11,824
破産更生債権等	1,001	繰延税金負債	842
長期貸付金	8,560	負債合計	577,370
長期前払費用	521	純資産の部	
差入保証金	61,400	株主資本	1,310,771
出資金	160	資本金	1,054,323
貸倒引当金	△1,001	資本剰余金	724,520
資産合計	1,888,142	資本準備金	724,520
		利益剰余金	△468,062
		利益準備金	31,627
		別途積立金	390,000
		繰越利益剰余金	△889,689
		自己株式	△9
		純資産合計	1,310,771
		負債・純資産合計	1,888,142

# 損益計算書

(自 2021年5月1日)  
(至 2022年4月30日)

単位：千円

科 目	金額
売 上 高	5,457,439
売 上 原 価	4,707,376
売 上 総 利 益	750,063
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	857,542
營 業 損 失	△107,478
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
物 品 売 却 益	310
為 替 差 益	4,555
そ の 他	167
當 業 外 費 用	5,039
支 払 利 息	5,647
棚 卸 資 産 除 却 損	2,892
株 式 交 付 費	9,218
そ の 他	1,434
經 常 損 失	△121,632
特 別 利 益	
受 取 賠 償 金	1,800
主要株主株式短期売買利益返還益	18,459
20,259	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
減 損 損 失	1,687
支 払 手 数 料	85,378
そ の 他	13,799
100,865	
稅 引 前 当 期 純 損 失	△202,238
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	4,702
法 人 稅 等 調 整 額	21,549
26,251	
当 期 純 損 失	△228,490

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年5月1日)  
(至 2022年4月30日)

単位：千円

資本金	株主資本									純資産計	
	資本剩余金			利益剩余金			自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金 合計	本 金 計	利益準備金	その他利益剰余金	利 益 剰 余 合 計					
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△661,199	△239,572	—	700,081	700,081	
当期変動額											
新株の発行	419,595	419,595	419,595						839,190	839,190	
当期純損失(△)					△228,490	△228,490			△228,490	△228,490	
自己株式の取得								△9	△9	△9	
当期変動額合計	419,595	419,595	419,595	—	—	△228,490	△228,490	△9	610,689	610,689	
当期末残高	1,054,323	724,520	724,520	31,627	390,000	△889,689	△468,062	△9	1,310,771	1,310,771	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯 藏 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8年～18年
器 具 備 品	3年～15年
レンタル資産	2年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

③ リース資産

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 短期解約返戻引当金

④ 退職給付引当金

⑤ 役員退職慰労引当金

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

##### ② 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業においては、移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者及び一次代理店より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しており、また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点または期間において移動体通信事業者及び一次代理店からの情報に基づき収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による影響はありません。

#### 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準が定める新たな会計基準を、将来にわたって適用することとしております。

当該会計方針の変更による影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 117,924千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。貸出コミットメントライン契約に基づく事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	一千円
	400,000千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,741,500株
------	------------

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,409,000	2,332,500	一株	5,741,500

(変動事由の概要)

発行株式の総数の増加は、第三者割当による2,310,000株の新株式発行の実施、及び譲渡制限付株式報酬としての22,500株の新株式発行による増加分であります。

##### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	一	20	一	20

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り20株による増加分であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	2,218 千円
賞与引当金	5,779
棚卸資産	884
未払費用	1,147
短期解約返戻引当金	518
貸倒引当金	306
退職給付引当金	9,825
役員退職慰労引当金	9,902
固定資産	10,579
資産除去債務	6,192
繰越欠損金	152,344
その他	672
小計	200,372
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△152,344
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△48,028
評価性引当額小計	△200,372
繰延税金資産合計	— 千円

### 繰延税金負債

資産除去債務	842 千円
繰延税金負債合計	842 千円
繰延税金負債の純額	842 千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

### イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	1,001	1,001	—
	△1,001	△1,001	—
	—	—	—
長期貸付金	8,560	8,533	△26
差入保証金	61,400	61,487	86
資産計	69,960	70,020	60
長期借入金（※2）	186,668	185,476	△1,191
負債計	186,668	185,476	△1,191

(※1)破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適正な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時間の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時間算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等 貸倒引当金	—	1,001	—	1,001
	—	△1,001	—	△1,001
	—	—	—	—
長期貸付金	—	8,533	—	8,533
差入保証金	—	61,487	—	61,487
資産計	—	70,020	—	70,020
長期借入金	—	185,476	—	185,476
負債計	—	185,476	—	185,476

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権、貸倒引当金

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

### 長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2に分類しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
法人 主要株主 (会社等) (注4)	兼松コミュニケーションズ 株式会社	8.01	業務委託 商品の売買	業務委託	536,421	売掛金	63,990
				商品の販売	139,142	売掛金	21,110
				商品の仕入	423,566	買掛金	44,598
				通話料等の回収、送金(注2)	63,897	預り金	4,970

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。
- (注2) 当社は、利用者から通話料等の回収を行い、当該会社に送金した金額を取引金額に記載しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めています。
- (注4) 兼松コミュニケーションズ株式会社は、2022年2月14日に実施した第三者割当による新株式発行により、議決権の所有割合が8.01%になりました。当該事象により、兼松コミュニケーションズ株式会社は当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント	合 計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	4,138,203	4,138,203
移動体通信関連事業	1,297,040	1,297,040
その他の事業	22,196	22,196
顧客との契約から生じる収益	5,457,439	5,457,439
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,457,439	5,457,439

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権および債務の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

### 契約負債

期首残高	1,830千円
期末残高	1,460千円

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

228円30銭

(2) 1株当たり当期純損失

57円10銭

## 11. その他の注記

### (1) 退職給付会計に関する注記

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

#### ② 簡便法を適用した確定給付制度

##### イ. 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	32,298 千円
退職給付費用	5,400
退職給付の支払額	△5,569
退職給付引当金の期末残高	32,129

##### ロ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	32,129 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,129
退職給付引当金	32,129
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,129

##### ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	5,400 千円
----------------	----------

#### ③ 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,894千円であります。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京本社	事務所	建物、器具備品、リース資産

当社は、事務所および店舗ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、東京本社移転計画完了後に、除却の意思決定をした共用資産について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

(3) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.229%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14,396 千円
移転に伴う差額調整額	5,716
時の経過による調整額	<u>138</u>
期末残高	<u>20,250</u>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月20日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 原 伸 夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 小 川 聰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年6月28日

日本テレホン株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 印  
監 査 役 加 藤 清 和 印  
監 査 役 安 倉 史 典 印

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### **第1号議案 定款一部変更の件**

#### 1. 提案の理由

##### 1) 目的の追加

当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

##### 2) 事業年度の変更

当社の事業年度は、毎年5月1日から4月30日までとしておりますが、親会社の決算期が12月であり、期間が乖離しており、会計監査人による内部統制監査が二重に必要となる事象が発生すること等を回避し、事業運営の効率化を図ることを目的として当社の事業年度を毎年11月1日から10月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第44条、第45条及び第46条に所要の変更を行うものであります。

##### 3) 電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 4) 取締役の任期変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うとともに、在任取締役の任期については従前の規定が適用されることを明確にするための附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
第2条（条文省略）	第2条（現行どおり）
1.～8.（条文省略）	1.～8.（現行どおり）
9. 古物市場の運営	9. 古物市場の運営、 <u>インターネットオークション事業</u>
10.（条文省略） （新設） （新設） （新設）	10.（現行どおり） 11. <u>倉庫業</u> 12. <u>有料職業紹介事業及び労働派遣業</u> 13. <u>コンピューターソフトウェア企画・開発・販売</u>
11.（条文省略）	14.（現行どおり）
第3条～第11条（条文省略）	第3条～第11条（現行どおり）
第12条（株主総会の招集）  当会社の定時株主総会は、毎年7月 にこれを招集し、臨時株主総会は、 必要に応じて招集する。	第12条（株主総会の招集）  当会社の定時株主総会は、毎年1月 にこれを招集し、臨時株主総会は、 必要に応じて招集する。

現 行 定 款	変 更 案
第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。	第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。
第14条～第17条（条文省略）	第14条～第17条（現行どおり）
第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類に記載した表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)	(削除)  第18条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。  (新設)
	附則 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日（

現 行 定 款	変 更 案
	<p>以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいざれか遅い日後にこれを削除する。</p>
第19条～第20条（条文省略）	第19条～第20条（現行どおり）
第21条（任期）	第21条（任期）
取締役の任期は、 <u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	取締役の任期は、 <u>選任後1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期</u> の満了する時までとする。	(削除)
(新設)	附則 (取締役の任期に関する経過措置) 変更後定款第21条の規定にかかわらず、在任取締役の任期は、2023年1月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。
第23条～第43条 (条文省略)	2 本附則は前項期日経過後これを削除する。 第22条～第42条 (条数繰り上げ、条文は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第44条</b> (事業年度) 当会社の事業年度は、 <u>毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</u>	<b>第43条</b> (事業年度) 当会社の事業年度は、 <u>毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。</u>
<b>第45条</b> (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年4月30日</u> とする。 2 (条文省略)	<b>第44条</b> (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年10月31日</u> とする。 2 (現行どおり)
<b>第46条</b> (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によつて、 <u>毎年10月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	<b>第45条</b> (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によつて、 <u>毎年4月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
<b>第47条</b> (条文省略)	<b>第46条</b> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役 4名選任の件

取締役 岡田俊哉、森永博幸、寺口洋一、川口義信の各氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、取締役 4名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に際しましては、取締役会で審議し決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	※ なが 永 田 豊 志 (1966年1月19日生)	<p>2015年4月 株式会社ショーケース 取締役副社長</p> <p>2015年10月 株式会社アンジー 取締役 就任</p> <p>2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社インクルーズ 取締役 就任</p> <p>2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 就任</p> <p>2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長（現任） 兼 内部監査室担当役員</p> <p>2021年8月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 兼 広告・メディア事業本部 担当役員（現任）</p>	-株

永田豊志氏は、グローバルな知見とともに、インターネット事業への深い知識、また、経営者としての豊富な経験と幅広い知見・見識を有しており、当社取締役として強いリーダーシップにより当社を牽引するとともに、多方面での意思決定に強く関わり、持続的企業価値向上を実現できる適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお永田氏は、株式会社ショーケースの代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※ 平野順一 (1976年1月9日生)	<p>2014年11月 ホームエネルギーマネジメントサービス 株式会社 取締役 就任</p> <p>2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長</p> <p>2017年7月 同社 執行役員財務担当</p> <p>2017年9月 株式会社ソフトフロントマーケティング 取締役 就任</p> <p>2018年4月 株式会社ソフトフロントジャパン 取締役 就任</p> <p>2018年6月 デジタルポスト株式会社 取締役 就任</p> <p>2018年6月 株式会社ソフトフロントホールディングス 取締役 就任</p> <p>2018年10月 同社 代表取締役社長 就任</p> <p>2019年6月 株式会社ショーケース 経理財務部長</p> <p>2019年7月 同社 執行役員 CFO</p> <p>2019年7月 株式会社Showcase Capital 執行役員 CFO</p> <p>2020年3月 プラップノード株式会社 監査役 就任 (現任)</p> <p>2021年1月 株式会社ショーケース コーポレート本部本部長</p> <p>2021年3月 同社 取締役 CFO (現任) 兼 コーポレート本部担当役員</p> <p>2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役 就任 (現任)</p>	-株

平野井順一氏は、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業界でCFO、代表取締役の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見・見識を有しております、当社取締役として当社の管理部門を統括し、意思決定に強く関わり、持続的成長に貢献いただける人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、平野井氏は、株式会社ショーケースの取締役CFOとして、財務戦略を統括し、持続的成長に大いに貢献されております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	※ 高橋卓 (1968年7月10日生)	2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役 就任 2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役 兼 COO 就任 2021年1月 CXO俱乐部株式会社 代表取締役 就任（現任） 2021年2月 株式会社ショーケース 顧問 就任（現任）		-株
4	※ 加藤文也 (1985年10月12日生)	2009年4月 ばんせい証券株式会社 入社 2012年3月 株式会社CLOCK・ON 入社 2013年4月 株式会社CLOCK・COMMUNICATIONS 転籍 2015年5月 株式会社ショーケース 入社 WEB広告営業 2018年1月 同社 SaaS販売マネージャー 2019年1月 同社 広告・メディア事業本部 本部長（現任）		-株

高橋卓氏は、法人営業を得意とし、上場会社を含む1,000社以上の法人（決裁者多数）とのネットワークがあり、新規事業や法人顧客をターゲットとしたビジネスを行う際に強力なサポートが期待でき、また、営業部門管掌の経営者としての知見・経験・実績が豊富で、営業視点での経営貢献ができる人材であり、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者といいました。なお、高橋氏は、株式会社ショーケースの顧問であり、企業価値向上を実現するためにサポートされております。

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております、取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

本議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役及び各監査役のスキル及び経験は、以下のとおりとなる予定です。

また、当社は執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員のスキル及び経験につきましても、あわせて記載しております。

役職	氏名	ス キ ル 及 び 経 験													
		経営戦略	企業経営	マーケティング	営業	D X	I C T	関連業界経験／事業／海外	会計	財務	人材開発	人事	リスク管理	法務	ガバナンス
取締役 (社内)	永田 豊志	●	●	●								●		●	
	有馬 知英	●	●					●						●	
	平野井 順一	●							●	●				●	
	高橋 卓	●	●							●				●	
	加藤 文也			●	●										
取締役 (社外)	帖佐 勇志	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
監査役 (社内)	茶谷 喜晴	●							●	●	●	●	●	●	
監査役 (社外)	加藤 清和											●		●	
	安倉 史典	●	●									●		●	
執行役員	寺口 洋一	●	●					●	●			●		●	
	重富 崇史			●				●	●					●	
	森永 博幸	●	●								●	●		●	
	堀 貴洋		●					●						●	
	多田 一喜		●							●				●	
	大熊 祐太			●	●										

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります仰星監査法人につきましては、本総会終結の時をもって任期満了となり退任いたします。そこで、当社の親会社である株式会社ショーケースの会計監査人と統一することにより、同社との連結決算の一元監査体制の確立を図るため、新たな会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の内容は、会社法第344条に基づき、監査役会が決定しております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補とした理由は、株式会社ショーケースの連結子会社となったことにより、親会社である株式会社ショーケースからの要請、および連結決算にあたり、親会社・子会社の会計監査人での会計監査・内部統制監査の情報共有における煩雑さを回避するため、親会社と同一の会計監査人にし、円滑化する必要があると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年5月1日現在)

名称	RSM清和監査法人
事務所	主たる事務所 東京都千代田区飯田橋1—3—2 曙杉館4階 その他の事務所 神戸事務所
沿革	2004年3月 東京国際監査法人設立 2006年9月 清和監査法人に改名 2009年11月 RSM Internationalと業務提携することで基本合意 2017年7月 RSM清和監査法人に改名
概要	資本金 37,000千円 構成員　パートナー（公認会計士） 15名 専門職員（公認会計士） 36名 専門職員（公認会計士試験合格者等） 21名 専門職員（USCPA資格保持者等） 15名（うち米国人1名） 契約公認会計士等 42名 その他職員 15名（うち米国人1名） 合 計 144名 関与会社 147社

#### **第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件**

本総会終結の時をもって辞任により退任される取締役4名のうち、岡田俊哉、森永博幸及び寺口洋一の各氏に対して、当社の定める規程に基づき、一定の範囲内において役員退職慰労金を支給いたしますく、その具体的な金額、支給の時期及び方法等は、取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金の金額は、当社の「役員退職慰労金規程」に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

なお、同規程につきましては、会社法施行規則第82条第2項に基づき、当社本店に備え置いて株主の皆様の閲覧に供しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
岡 田 俊 哉	2015年7月 当社取締役 2017年7月 当社代表取締役社長（現任）
森 永 博 幸	2016年7月 当社取締役（現任）
寺 口 洋 一	2021年7月 当社取締役（現任）

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
O A Pタワー24階 A・B会議室  
電 話 06-6881-6611



### 交通のご案内

- JR大阪環状線「桜ノ宮」駅 西口より徒歩10分
- JR東西線「大阪天満宮」駅 1番出口より徒歩15分
- 地下鉄谷町線・堀筋線「南森町」駅 3番出口より徒歩15分